

平成23年4月18日
海事局総務課国際企画調整室
外航課
港湾局総務課
海上保安庁総務部国際・危機管理官

国際海事機関(IMO)からのプレスリリースについて
～日本発着の旅行及び輸送に関する現況～

IMOより、別紙のとおり、4月15日付けで「日本発着の旅行及び輸送に関する現況」と題するプレスリリースが発出されましたのでお知らせします。また、IMOは本件プレスリリースにあわせ締約国宛ての回章を発出しました。

なお、この内容はただちに海運会社、港湾管理者、在外大使館等へ情報を提供することとしております。

海事局総務課国際企画調整室、外航課
港湾局総務課

海上保安庁総務部国際・危機管理官

担当：吉永、丸山、庄司（海事局）

高橋、市村（港湾局）

室田 木村（海上保安庁）

電話： 03-5253-8111（代）

内線： 45601、45614（海事）

46162（港湾）

743310（海保）

直通： 03-5253-8656（海事）

03-5253-8662（港湾）

03-3591-9802（海保）

Current situation for travel and transport to and from Japan Update at 15 April 2011

Briefing: 22, April 15, 2011

The United Nations organizations closely monitoring the effects of the damaged Fukushima Daiichi plant remain confident that current radiation levels do not present health or transportation safety hazards to passengers and crew.

On 18 March, based on the International Nuclear and Radiological Event Scale (INES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry assessed the significance rating of the accident at the plant as Level 5. On 12 April, this assessment was revised to Level 7 following information obtained from estimations of the amount of radioactive material discharged to the atmosphere.

Radiation monitoring around airports and seaports in Japan continues to confirm that levels remain well within safe limits from a health perspective. In addition, monitoring of passengers, crew and cargo from Japan carried out to date in other countries, in accordance with their national policy, does not suggest any health or safety risk. Therefore, screening of radiation for health and safety purposes is currently considered unnecessary at airports and seaports around the world.

Information concerning travel and transport to and from Japan by air or sea is not dependent on the INES rating.

Further information covering all aspects of the response of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism of Japan, as well as information regarding the radiation dose in Tokyo Bay and at sea in the region can be found on the following websites:

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_001411.html

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000041.html

http://www.mlit.go.jp/en/maritime/maritime_fr1_000007.html

IMO has issued Circular letter No.3175/Rev.2 on the situation.

For updates, travellers visiting Japan by air are advised to consult a dedicated website established by the Japanese Civil Aviation Bureau:

http://www.mlit.go.jp/koku/flyjapan_en/.

The UN agencies involved in the monitoring process are the World Health Organization, the International Atomic Energy Agency, the World Meteorological Organization, the International Maritime Organization, the International Civil Aviation Organization, the World Tourism Organization and the International Labour Organization.

Further information concerning health aspects is available on the website of the World Health

Organization - www.who.int

IMO – the International Maritime Organization – is the United Nations specialized agency with responsibility for the safety and security of shipping and the prevention of marine pollution by ships.

Web site: www.imo.org

For further information please contact:

Lee Adamson, Head, Public Information Services on 020 7587 3153 (media@imo.org)

Natasha Brown, External Relations Officer on 020 7587 3274 (media@imo.org).

日本発着の旅行及び輸送に関する現況

2011年4月15日

被害を受けた福島第一原子力発電所の影響を綿密に監視している国連機関は、現在の放射線レベルが乗員乗客の健康及び輸送安全性に影響を与えるものではないと引き続き確信している。

3月18日、日本の経済産業省は国際原子力事象評価尺度（INES）に基づく当該事故の深刻度についてレベル5と評価した。4月12日、この評価は大気中に放出されたとされる放射性物質に関するその後の情報に基づきレベル7に引き上げられた。

日本における空港及び港湾周辺の放射線モニタリングは、引き続き放射線レベルが健康の観点からみた安全基準値内に十分収まっていることを確認している。さらに、現在までに各国において、その国の方針に基づき行われている日本からの乗員乗客および貨物のモニタリングは、健康上及び安全上の危険は全く認められていない。従って、現時点で、世界の空港及び港湾において健康及び安全の確保を目的とした放射線に関する検査は不要と考えられる。

日本発着の旅行及び輸送に関する情報は、INES評価とは無関係である。

日本の国土交通省による全面的な対応状況についての情報や東京湾における放射線量に関する情報については、下記のウェブサイトから入手できる。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_001411.html

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000041.html

http://www.mlit.go.jp/en/maritime/maritime_fr1_000007.html

IMOは回章 No. 3175/Rev. 2 を発出した。

最新情報を入手するため、空路で訪日する者は、日本の航空局が開設した下記のウェブサイト参照されたい。

http://www.mlit.go.jp/koku/flyjapan_en/

本件の監視プロセスに関与している国連機関は、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、世界気象機関（WMO）、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、世界観光機関（WTO）及び国際労働機関（ILO）である。

健康面における更なる情報は、世界保健機関（WHO）の以下のウェブサイト入手可能である。

<http://www.who.int>

3月11日の地震及び津波の影響による日本周辺海域の航行について

回章 No. 3175/Rev. 2

2011年4月15日

1. 日本における現在の放射線レベル

1. 1 3月11日に日本の東海岸で起こった地震や津波及び被害を受けた福島第一原子力発電所の影響について、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、世界気象機関（WMO）、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、世界観光機関（WTO）及び国際労働機関（ILO）から、放射線レベルは乗員乗客の健康及び輸送安全性に影響を与えるものではないと引き続き確信しているとする共同の更新情報が出された（4月14日）。

1. 2 3月18日、日本の経済産業省は国際原子力事象評価尺度（INES）に基づく当該事故の深刻さについてレベル5と評価した。4月12日、この評価は大気中に放出されたとされる放射性物質量の評価から得られた情報に基づきレベル7に引き上げられた。

1. 3 日本における空港及び港湾周辺の放射線モニタリングは、放射線レベルが健康上の観点からみた安全基準値内に十分収まっていることの確認を続けている。さらに、現在までに各国において、その国の方針に基づき行われている日本からの乗員乗客および貨物のモニタリングは、健康上及び安全上の危険は全く認められていない。従って、現時点で、世界の空港及び港湾において健康及び安全の確保を目的とした放射線に関する検査は不要と考えられる。

1. 4 最新情報を入手するため、空路で訪日する者は、日本の航空局が開設した下記のウェブサイト参照されたい。

http://www.mlit.go.jp/koku/flyjapan_en/

1. 5 日本の国土交通省による全面的な対応状況についての情報や東京湾における放射線量に関する情報については、下記のウェブサイトから入手可能である。

http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_001411.html

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000041.html

http://www.mlit.go.jp/en/maritime/maritime_frl_000007.html

1. 6 更なる情報はWHOの以下のウェブサイトから入手可能である。
www.who.int

2. 航行警報

2. 1 日本の NAVAREA XI コーディネーターから、原子力発電所周辺の危険区域を含む航行警報が発出された。また、この他に他の NAVAREA コーディネーターからも予防的警報が発出された。

3. 求められる行動

3. 1 各締約国政府は、この回章について船主及び船長の注意を喚起するとともに、最新の航行警報を遵守するよう要請することを求められている。

【参考】 関連する最新のNAVTEX航行警報は、下記に掲載されている。

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/cgi/skat/map.cgi?1&ALL&0> → 和文

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/cgi/skat/map.cgi?0&ALL&0> → 英文